

共立女子大学大学院学則

第1章 総 則

(本大学院の目的)

第1条 本大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めるとともに、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、社会に広く貢献する、自立した人材を育成することを目的とする。

2 前項の規定に基づき、本大学院の各研究科・専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、第5条の2および第6条の2に定める。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行ない、その結果を公表する。

2 前項に関する規定は別に定める。

3 本大学院は、第1項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、一定の期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受ける。

(情報の積極的提供)

第2条の2 本大学院は、教育研究の成果の普及および活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表する。

(研究科)

第3条 第1条の目的を達成するために、本大学院に次の研究科をおく。

家政学研究科
文芸学研究科
国際学研究科
看護学研究科

(専攻および課程)

第4条 本大学院の各研究科の専攻および課程は、次の通りとする。ただし、博士課程の前期課程は修士課程として取り扱う。

| 研 究 科 | 専 攻 | 課 程 |
|--------|---|--|
| 家政学研究科 | 被服学専攻 食物学専攻 建築・デザイン専攻 児童学専攻 人間生活学専攻 | 博士前期課程 博士前期課程 博士前期課程 博士前期課程 博士後期課程 |
| 文芸学研究科 | 文芸学専攻 | 修士課程 |
| 国際学研究科 | 国際学専攻 | 修士課程 |
| 看護学研究科 | 看護学専攻 | 修士課程 |

(修士課程の目的)

第5条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力と高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培い、社会に広く貢献する、自立した人材を育成することを目的とする。

(各研究科・専攻(修士課程)の目的)

第5条の2 第1条第2項の規定および第5条の規定に基づき、本学の各研究科および専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、以下のとおり定める。

(1) 家政学研究科

広い視野に立って深遠な学識を授け、被服学、食物学、建築・デザイン、児童学の4専攻分野における研究能力と高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培い、社会に広く貢献する、自立した人材を育成することを目的とする。

① 被服学専攻

衣を中心とした科学技術の進歩と文化の向上に寄与することを目的とし、人文・社会科学お

よび自然科学の両面を踏まえた高い研究能力を有し、広い視野と柔軟な思考、伝統に培われた知性と情操を備え、広く社会的に活動できる人材を育成することを目的とする。

② 食物学専攻

食物の基礎から応用に至る知識・素養に基づき深い洞察力をもって研究を行う能力と、食物学の視点から社会に貢献できる高度な職業能力を有した人材を育成することを目的とする。

③ 建築・デザイン専攻

生活の場を構成している「空間」や「もの」などを幅広く深く総合的に捉え、それらの有機的な関係を深く理解できる能力を習得し、専門的に「空間」や「もの」として具体的に提案できる人材を育成することを目的とする。

④ 児童学専攻

広い視野に立った精深な学識をもつ児童学領域の研究能力を有し、児童学の分野における高度な専門性を駆使して、保育・教育および発達支援の場で創造的に実践を行い、社会貢献のできる人材を育成することを目的とする。

(2) 文芸学研究科・文芸学専攻

文芸学研究科文芸学専攻（修士課程）の人材養成目的は、本学の建学の精神及び共立女子大学大学院の人材養成目的に基づき「文学・芸術およびそれらのメディアやそれらと関連する文化・思想・社会に関して、深く広く研究して高度な学識を修得し、文化の発展に寄与できる、有能で創造性に富む人材を養成する」ことである。

(3) 国際学研究科・国際学専攻

- ・国際的な視野に立ち、人文科学・社会科学の双方にわたる学際的・総合的な思考・方法によって研究する能力を育成する。
- ・世界の特定地域の文化及び文化間比較、あるいは国際システムや国際協力について、高度の専門的知見を習得し、学術的・専門家的な姿勢とともに、国際コミュニケーション能力や問題発掘・解決型の実務能力を身につけ、国際社会のさまざまな局面において、各々の研究内容に応じた積極的貢献ができる人材の養成を目的とする。

(4) 看護学研究科・看護学専攻

広い視野に立って精深な学識を身に付け、高度化・複雑化する健康課題に対して展開される看護実践を科学的に検証し、支援技術の向上と新たな支援方法の開発に貢献できる研究能力・看護実践能力を有する人材を養成する。

(博士課程の目的)

第6条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行ない、高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養い、社会に広く貢献する、自立した人材を育成することを目的とする。

(専攻（博士課程）の目的)

第6条の2 第1条第2項および第6条の規定に基づき、専攻（博士課程）の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、以下のとおり定める。

(1) 家政学研究科・人間生活学専攻

生活の主体である人間について、人文・社会科学および自然科学の諸視点から思索を深め、併せて人間生活にとって不可欠な生活文化に関する探求を積み重ねることにより家政学の研究と教育に新たな展開を図り、豊かな生活を創出する独創力と実践力を兼ね備えた高度な研究・教育能力を有し、社会に広く貢献する、自立した人材を育成することを目的とする。

(標準修業年限)

第7条 修士課程および博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。ただし、在学年数は、修士課程および博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えることはできない。

(収容定員)

第8条 本大学院の収容定員は、次の通りとする。

| 研究科 | 専攻 | 入学定員 | | 収容定員 | |
|--------|-------|------------------|--------|------------------|--------|
| | | 修士課程 (博士前期課程) | 博士後期課程 | 修士課程 (博士前期課程) | 博士後期課程 |
| 家政学研究科 | 被服学専攻 | 8名 | | 16名 | |

| | | | | | |
|--------|--|----------------|----|-------------------|----|
| | 食物学専攻 建築・デザイン専攻 児童学専攻 人間生活学専攻 | 8名 8名 8名 | | 16名 16名 16名 | |
| | | | 3名 | | 9名 |
| 文芸学研究科 | 文芸学専攻 | 20名 | | 40名 | |
| 国際学研究科 | 国際学専攻 | 15名 | | 30名 | |
| 看護学研究科 | 看護学専攻 | 5名 | | 10名 | |

第2章 教員・運営組織

(教員)

第9条 本大学院における授業は、各研究科に所属する教授が担当する。ただし、必要な場合は准教授、講師（兼任講師を含む。）および助教をこれに当てることができる。

2 学位論文の作成等に対する指導に当たり得る教員を指導教員とする。

3 学位論文の作成等に対する指導の補助ができる教員を指導補助教員とする。

第10条 削除

第11条 削除

第12条 削除

第13条 削除

第14条 削除

第15条 削除

第16条 削除

(研究科長等)

第17条 各研究科に研究科長、専攻毎に専攻主任を置く。

2 研究科長及び専攻主任の任命及び任期については、「共立女子大学大学院研究科長および専攻主任に関する規程」に定める。

(研究科委員会)

第18条 本大学院の各研究科に研究科委員会を置く。

(研究科委員会の組織)

第19条 研究科委員会は、教授をもって構成する。ただし、必要がある場合は、准教授、講師、助教を加えることができる。

(研究科の委員長)

第20条 研究科委員会に委員長を置き、研究科長がこれに当たる。

(研究科委員会の招集)

第21条 研究科委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ定められた委員がその職務を代行する。

(研究科委員会の審議事項)

第22条 研究科委員会は、研究科に関する次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

① 学生の入学および課程の修了

② 学位の授与

③ 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、当該研究科の教育研究に関する事項について審議し、および学長、研究科長の求めに応じ、意見を述べるができる。

(研究科委員会の定足数)

第23条 研究科委員会の成立には、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

(事務組織)

第24条 本大学院に関する事務は、本大学の事務組織がこれに当たる。

第3章 授業科目・単位数・履修方法

(教育方法)

第25条 本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導によって行なう。
(授業科目)

第26条 研究科の授業科目およびその配当単位数は、別表第1、第2、第3及び第4の通りとする。
(単位の計算)

第27条 研究科の授業の単位の基準は、学部の学則に規定する単位の基準を準用する。
(研究指導)

第28条 研究指導は、学生の研究分野に関し、学位論文の主題およびそれに関連のある研究を教室の内
外にわたり指導することによって行なう。

第29条 削除

第30条 削除

(履修の手続)

第31条 学生は研究分野を定め、その目的に適するよう指導教員の指導の下に、毎学期の始めに当該年
度において履修する授業科目を選択し、届け出なければならない。

2 指導教員は必要があると認めた場合、指導を受ける学生に対し所定の授業科目のほか、本大学院の
他の専攻に配置された授業科目を指定して、これを履修させることができる。

(授業計画・成績評価基準の明示)

第31条の2 本大学院は、学生に対して、授業および研究指導の方法および内容ならびに1年間の授業
および研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 本大学院は、学修の成果および学位論文に係る評価ならびに修了の認定に当たっては、客観性およ
び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたが
って適切に行う。

(ファカルティ・ディベロップメント)

第31条の3 本大学院は、授業および研究指導の内容および方法の改善を図るための組織的な研修およ
び研究を実施する。

(長期に渡る教育課程の履修)

第31条の4 学生が職業を有している等の事情により、第7条に規定する標準修業年限を超えて一定の
期間に渡り計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履
修を認めることができる。

2 前項の規定に関し必要な事項は学長が別に定める。

(他大学院における授業科目の履修)

第32条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議により、学生が当該他の大学院において履修
した授業科目について、修士課程および博士前期課程においては15単位を超えない範囲で、博士後期
課程においては4単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は別に定める。

(本大学院入学前の既修得単位等の認定)

第33条 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する以前に他の大学院において履修した授
業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、修士課程および博士
前期課程においては15単位を超えない範囲で、博士後期課程においては4単位を超えない範囲で、本
大学院において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は別に定める。

3 本条第1項により修得したものとみなすことのできる単位は、転学等の場合を除き、本学において
修得した単位以外のものについては、前条により修得したものとみなす単位数とあわせて、修士課程
および博士前期課程においては15単位、博士後期課程においては4単位を超えないものとする。

(教員免許)

第34条 中学校教諭一種免許状および高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許
教科にかかる中学校教諭専修免許状および高等学校教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする
者は、教育職員免許法および同法施行規則に定める所要単位を修得しなければならない。

2 本大学院研究科の各専攻において取得できる教育職員免許状の種類および教科は次の通りとする。

| 研究科 | 専攻 | 免許状の種類 | 教科 |
|--------|-------|---------------------------|----|
| 家政学研究科 | 被服学専攻 | 中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 | 家庭 |

| | | | |
|--------|-----------|---------------------------|------------------|
| | 食物学専攻 | 中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 | 家 庭 |
| | 建築・デザイン専攻 | 中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 | 家 庭 |
| | 児童学専攻 | 幼稚園教諭専修免許状 | |
| 文芸学研究科 | 文芸学専攻 | 中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 | 国語、 外国語（英語） |
| 国際学研究科 | 国際学専攻 | 中学校教諭専修免許状 | 社会、 外国語（英語） |
| | | 高等学校教諭専修免許状 | 地理歴史、 外国語（英語） |

第4章 学習の評価・課程修了・学位授与

（単位の認定）

第35条 履修授業科目に対する単位は、当該授業科目の試験に合格した場合に与えられる。ただし、研究科委員会において、他の方法をもって試験に代えることを認めた授業科目についてはこの限りではない。

（試 験）

第36条 授業科目の試験は、前・後期末または研究科委員会が適当と認める時期に、同委員会が定める方法によって行なう。

（成績評価）

第37条 試験の成績は、S・A・B・C・Dの5種とし、S・A・B・Cを合格とする。

（修士論文の提出要件）

第38条 修士論文を提出するには、次の各号に該当していなければならない。

- （1）本大学院修士課程または博士前期課程に1年以上在学していること。
- （2）修士論文の主題を定め、その研究計画を作成し、研究科委員会に提出してその承認を得ていること。

（修士課程の修了要件）

第39条 修士課程および博士前期課程修了の要件は、本大学院修士課程または博士前期課程に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格した者とする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 本大学院研究科の修士課程および博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

（博士論文の提出要件）

第40条 博士論文を提出するには、次の各号に該当していなければならない。ただし、第41条第3項に該当する者については、この限りではない。

- ① 本大学院博士後期課程に2年以上在学し、授業科目について8単位以上修得していること。
- ② 博士論文の主題を定め、その研究計画を作成し、研究科委員会に提出してその承認を得ていること。

（博士課程の修了要件）

第41条 博士課程修了の要件は、本大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の授業科目について、8単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格した者とする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 本大学院の博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 前2項の規定にかかわらず、大学院の博士課程を経ないで博士論文を提出して、大学院の行なう審査に合格し、かつ博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められた者にも博士の学位を授与することができる。

4 本大学院の博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、再入学しないで、博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定を準用する。

(学位論文の審査委員)

第42条 学位論文の審査は、研究科委員会の定める審査委員がこれを行なう。

- 2 前項の審査委員は、学位論文に関連のある本大学院の教員を、修士論文の審査については3名以上、博士論文の審査については5名以上とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が必要と認めた場合は、本大学院の教員以外の専門家を審査委員に加えることができる。

(最終試験)

第43条 第39条第1項および第41条第1項に定める学位論文の審査に伴う最終試験は、前条の審査委員が学位論文の内容およびこれに関連のある授業科目について、口述によって行なう。

(学位の種類)

第44条 本大学院において授与する学位の種類は、次の通りとする。

| | | |
|--------|--------|---------|
| 家政学研究科 | 博士前期課程 | 修士(家政学) |
| | 博士後期課程 | 博士(学術) |
| 文芸学研究科 | 修士課程 | 修士(文芸学) |
| 国際学研究科 | 修士課程 | 修士(学術) |
| 看護学研究科 | 修士課程 | 修士(看護学) |

第5章 学年・学期・休業日

(学年)

第45条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第46条 学年を分けて次の2学期とする。

- 前期 4月1日から9月20日まで
後期 9月21日から翌年3月31日まで

- 2 前項の学期は、それぞれ2つの期間(クォーター)に分けることができる。

(休業日)

第47条 休業日は次の通りとし、夏季、冬季、春季の休業日の期間は毎年度学長が定める。

- ① 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② 本学創立記念日(10月18日)
- ③ 夏季休業日
- ④ 冬季休業日
- ⑤ 春季休業日

ただし、休業日においても必要ある場合は、授業を行なうことがある。

- 2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更し、また臨時の休業日を定めることができる。

第6章 入学・休学・復学・退学・転学・再入学・留学・除籍

(入学の時期)

第48条 入学の時期は学年または学期の始めとする。

(入学資格)

第49条 本大学院修士課程および博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- ① 大学を卒業した者
- ② 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- ③ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして、当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑥ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ⑦ 学校教育法施行規則第155条第1項第6号において文部科学大臣の指定した者

- ⑧ 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者、又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本大学院研究科委員会において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者（以下「飛び入学」という。）
 - ⑨ 本大学院研究科委員会において、飛び入学により他の大学院に入学した者であって、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - ⑩ 本大学院研究科委員会において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- 2 本大学院博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- ① 修士の学位を有する者
 - ② 専門職学位を有するもの
 - ③ 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - ⑤ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - ⑥ 学校教育法施行規則第156条第4号において文部科学大臣の指定した者
 - ⑦ 本大学院研究科委員会において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

（出願手続）

第50条 本大学院に入学を志願する者は、次の書類を提出し、本学則第60条第2項に定める検定料を納入し、かつ本大学院が行なう選抜試験を受けなければならない。

- ① 本大学院所定の入学願書
- ② 最終出身学校の卒業（修了）または卒業（修了）見込証明書
- ③ 最終出身学校の調査書
- ④ 健康診断書

（入学手続）

第51条 選抜試験に合格した者は、所定の期日までに次の書類を提出し、本学則第60条第1項に定める納入金を納め、入学の手続きをしなければならない。

- ① 保証人連署の本大学院所定の誓約書
- ② 卒業（修了）証明書（出願の際提出した者は除く）
- ③ 成績証明書

2 前項の手続きを終了した者に入学を許可する。

（保証人）

第52条 保証人は父または母とし、父母のない場合はこれに代わるべき者で、独立の生計を営み保証人としての責務を確実に果たし得る者でなければならない。

2 本大学院が保証人として不相当と認めたときは、その変更を命ずることがある。

3 学生が保証人を変更しようとするときは、新旧保証人連署してただちに届け出なければならない。また、保証人が住所、氏名を変更したときは、ただちに届け出なければならない。

（休学）

第53条 病気その他止むを得ない理由によって、1学期以上就学できない者は、保証人連署の上願い出て、研究科委員会の議を経て休学の許可を得なければならない。ただし、休学の期間はその学年度内とし、願い出によっては引き続き1年以内休学することができる。

2 休学の期間は、通算して、修士課程においては2年、博士課程においては3年を超えることはできない。

3 休学の期間は、本学則第7条に規定する修業年限および在学年数に算入しない。

（復学）

第54条 休学者が復学しようとするときは、保証人連署の上願い出て、研究科委員会の議を経て許可を得なければならない。

2 復学の時期は学期の始めとする。

(退学)

第55条 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、保証人連署の上願い出て、研究科委員会の議を経て許可を得なければならない。ただし、願い出た期日を含む学期の授業料その他の学費を納入していなければならない。

(転学)

第56条 他の大学院から本大学院に転学を志望する者があるときは、本大学院に欠員がある場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経てこれを許可することができる。

2 本大学院から他の大学院に転学を志願する者があるときは、その願い出の理由によって、研究科委員会の議を経てこれを許可することができる。

(再入学)

第57条 本学則第55条によって退学した者または第58条第1項第1号、第3号から第5号の規定により除籍された者が、再入学を願い出るときは、選考の上、研究科委員会の議を経てこれを許可することができる。

ただし、入学の時期は本学則第48条によるものとする。

2 再入学に関する規程は別に定める。

(留学)

第57条の2 外国の大学院あるいはこれに相当する高等教育機関に留学を希望する者は、許可を得て留学することができる。

2 前項の留学期間は、1年を限度として、在学年数に算入することができる。

3 留学に関しては、必要事項は、別に定める。

(除籍)

第58条 次の各号の一に該当する者は研究科委員会の議を経て除籍する。

① 本学則に定める期限までに授業料等の学費を納入していない者

② 本学則に定める在学年限を超えた者

③ 本学則に定める休学期間を超えた者

④ 長期間にわたり行方不明の者

⑤ 本学所定の期日までに履修しようとする授業科目の届け出がない者

2 前項各号の取扱いについては別に規程を定める。

(住所変更等)

第59条 学生が住所、氏名および本籍地を変更したときはただちに届け出なければならない。

第7章 学費 その他

(学費)

第60条 入学金、授業料、施設設備維持費、科目等履修登録料および科目等履修料の納入額および納入方法は、別表納入額第1の1の通りとする。

2 入学検定料は別表納入額第1の2の通りとする。

(納入金の不還付)

第61条 一度納入した学費その他の納入金は返還しない。ただし、入学時の学費については、本人および保証人の連署で所定の期間内に入学辞退の申し出のあった者に限り入学金以外の納入金を返還する。

(学費徴収の猶予)

第61条の2 経済的理由によって授業料等学費の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者またはその他止むを得ない事情があると認められる者で、当該研究科を経て願い出たときは、授業料等学費の徴収を猶予することができる。

2 授業料等学費の徴収の猶予に関する規程は別に定める。

第8章 科目等履修生・外国人学生・委託生・研究生

(科目等履修生)

第62条 本学則第49条の各号の一に該当する者が、本大学院の授業科目中、その一部について履修を願い出るときは、学生の学修に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生として履修し試験に合格した者は、その授業科目所定の単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(科目等履修料等)

第63条 履修を許可された者は、本学則第60条第1項に定める科目等履修登録料および科目等履修料を所定の期日までに、納入しなければならない。

(外国人学生)

第64条 外国公館の証明のある外国人で、入学を志願する者があるときは、特別の選考の上、外国人学生として、入学を許可することがある。

(委託生)

第65条 他の大学院または公共機関から、本大学院における学修を委託された者があるときは、学生の学修に支障のない場合に限り、これを許可することがある。

(研究生)

第65条の2 本学則第49条の各号の一に該当する者が、本大学院において特定の課題について研究することを願い出るときは、学生の学修に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人学生等の納入金)

第66条 外国人学生および委託生の授業料その他の納入金については、科目等履修生に準ずる。

(科目等履修生等の正規学生に関する規程の準用)

第67条 科目等履修生、外国人学生、委託生および研究生については、本章の規定のほか正規の学生に関する規定を準用する。

第9章 研究指導施設

(研究指導施設)

第68条 本大学の図書館、その他の研究施設を大学院学生に使用させる。

第10章 厚生保健施設

(厚生保健施設)

第69条 本大学の保健室、学生食堂、寄宿舍、運動施設その他の厚生保健施設を本大学院学生に使用させる。

第11章 賞 罰

(表彰)

第70条 人物、学業が特に優秀な者、または学生の模範となる行為をした者は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを表彰することがある。

(懲戒)

第71条 本大学院教育の趣旨に背き、または学生の本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は訓告、停学および退学とする。

3 退学は次の各号の一に該当する者に対して行なう。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ② 学業をおこたり、または研究能力がなく成業の見込みがないと認められる者
- ③ 正当な理由がなく出席常でない者
- ④ 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

附 則

本学則は昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は昭和46年4月1日から施行する。

なお昭和45年度以前に入学した者については第49条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は昭和48年4月1日から施行し、同年4月入学生から適用する。

附 則

この改正学則は昭和50年4月1日から施行する。
なお昭和49年度以前に入学した者については第49条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は昭和51年4月1日から施行する。
なお昭和50年度以前に入学した者については第49条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は昭和52年4月1日から施行する。
なお昭和51年度以前に入学した者については第49条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は昭和53年4月1日から施行する。
なお昭和52年度以前に入学した者については第49条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は昭和54年4月1日から施行する。
なお昭和53年度以前に入学した者については第49条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は昭和55年4月1日から施行する。
なお昭和54年度以前に入学した者については第49条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は昭和58年4月1日から施行する。
なお昭和57年度以前に入学した者については第49条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は昭和59年4月1日から施行する。
なお昭和58年度以前に入学した者については第49条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は昭和60年4月1日から施行する。
なお昭和59年度以前に入学した者については第49条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は昭和61年4月1日から施行する。
なお昭和60年度以前に入学した者については第49条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は昭和62年4月1日から施行する。
なお昭和61年度以前に入学した者については第49条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は昭和63年4月1日から施行する。
なお昭和62年度以前に入学した者については第49条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は平成元年4月1日から施行する。
なお昭和63年度以前に入学した者については第49条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は平成2年4月1日から施行し、同年4月入学者から適用する。なお平成元年度以前に入学した者については施設々備資金を授業料として徴収する。

附 則

この改正学則は平成3年4月1日から施行する。
なお平成2年度以前に入学した者については施設々備資金を授業料として徴収する。

附 則

この改正学則は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は平成5年4月1日から施行する。
なお平成4年度以前に入学した者については第49条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は平成6年4月1日から施行し、同年4月入学者から適用する。

附 則

この改正学則は平成7年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は平成8年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は平成12年4月1日から施行する。

なお平成11年度以前に入学した者については、第26条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は平成15年4月1日から施行する。

なお平成14年度以前に入学した者については、第26条、第38条および第60条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は平成16年4月1日から施行する。

なお、平成15年度以前に入学した者については、第26条、第34条、第38条及び第39条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は平成18年4月1日から施行する。

なお、平成17年度以前に入学した者については、第60条の規定に係わらず従前の例による。

附 則

この改正学則は平成19年4月1日から施行する。

なお、平成18年度以前に入学した者については、第26条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は平成20年4月1日から施行する。

なお、平成19年度以前に入学した者については第49条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この改正学則は平成21年4月1日から施行する。

なお、平成20年度以前に入学した者については、従前の例による。

附 則

1. この改正学則は平成23年4月1日から施行する。

2. 第8条の規定にかかわらず、平成23年4月1日から学生募集停止の比較文化研究科比較文化専攻については、在学生がいなくなるまで存続するものとする。

3. 平成22年度以前に入学した者については、特に定めのある場合を除き、従前の例による。

4. 別表第4の1納入金方法2は、平成23年度より適用する。

附 則

この改正学則は平成24年4月1日から施行する。

なお、平成23年度以前に入学した者については従前の例による。

附 則

この改正学則は平成25年4月1日から施行する。

なお、平成24年度以前に入学した者については従前の例による。

附 則

この改正学則は平成26年4月1日から施行する。

なお、平成25年度以前に入学した者については従前の例による。

附 則

1. この改正学則は平成27年4月1日から施行する。
2. なお平成26年度以前に入学した者については従前の例による。
3. 第4条及び第8条の規定にかかわらず、平成27年4月から学生募集停止の文芸学研究科日本文学専攻、英文学専攻及び演劇学専攻は、平成27年3月31日に在学する者がいなくなるまで存続するものとし、教育課程等は従前の通りとする。

附 則

この改正学則は平成28年4月1日から施行する。

なお、平成27年度以前に入学した者については従前の例による。

附 則

この改正学則は平成29年4月1日から施行する。

なお、平成28年度以前に入学した者については従前の例による。

附 則

この改正学則は平成31年4月1日から施行する。

なお、平成30年度以前に入学した者については従前の例による。

附 則

この改正学則は令和2年4月1日から施行する。

なお、平成31年度以前に入学した者については従前の例による。ただし、別表納入額第1の1の納入方法の3についてはその限りではない。

附 則

この改正学則は令和3年4月1日から施行する。なお、令和2年度以前に入学した者については従前の例による。

附 則

この改正学則は令和4年4月1日から施行する。なお、令和3年度以前に入学した者については従前の例による。

附 則

この改正学則は令和5年4月1日から施行する。なお、令和4年度以前に入学した者については従前の例による。ただし、第31条についてはその限りではない。

附 則

1. この改正学則は、令和6年4月1日から施行する。
2. 令和5年度以前に入学した者については、従前の例による。ただし、第46条および第47条についてはその限りではない。

附 則

1. この改正学則は、令和7年4月1日から施行する。
2. 令和6年度以前に入学した者については、従前の例による。

別表第1, 2, 3, 4

別表 納入額

別表第1

家政学研究科（博士前期課程）

被服学専攻

| | | 授 業 科 目 | 必 修 | 選 択 |
|-------------------|--------|-------------------------|--------|-----|
| 共通科目 | | 家 政 学 総 合 研 究 | 演 習 2 | |
| 専門教育科目 | 被服科学領域 | 被 服 材 料 学 特 論 | 講 義 | 2 |
| | | 被 服 管 理 学 特 論 | 講 義 | 2 |
| | | 染 色 学 特 論 | 講 義 | 2 |
| | | 被 服 環 境 学 特 論 | 講 義 | 2 |
| | | ア パ レ ル 行 動 論 特 論 | 講 義 | 2 |
| | | 被 服 心 理 学 特 論 | 講 義 | 2 |
| | | 被 服 コ ン ピ ュ ー タ 応 用 特 論 | 講 義 | 2 |
| | | 被 服 材 料 学 演 習 | 演 習 | 2 |
| | | 被 服 管 理 学 演 習 | 演 習 | 2 |
| | | 被 服 環 境 学 演 習 | 演 習 | 2 |
| | | ア パ レ ル 行 動 論 演 習 | 演 習 | 2 |
| | | 被 服 心 理 学 演 習 | 演 習 | 2 |
| | | 被 服 コ ン ピ ュ ー タ 応 用 演 習 | 演 習 | 2 |
| | 服飾文化領域 | 染 織 文 化 史 特 論 | 講 義 | 2 |
| | | 服 装 史 特 論 | 講 義 | 2 |
| | | 被 服 平 面 造 形 学 特 論 | 講 義 | 2 |
| | | 被 服 造 形 学 特 論 | 講 義 | 2 |
| | | 被 服 意 匠 学 特 論 | 講 義 | 2 |
| | | 染 織 文 化 史 演 習 | 演 習 | 2 |
| 被 服 平 面 造 形 学 演 習 | | 演 習 | 2 | |
| 被 服 造 形 学 演 習 | 演 習 | 2 | | |
| 被 服 意 匠 学 演 習 | 演 習 | 2 | | |
| 特別研究 | | 被 服 学 特 別 研 究 | 演 習 10 | |

食物学専攻

| | | 授 業 科 目 | 必 修 | 選 択 |
|--------|--------|-----------------|-------|-----|
| 共通科目 | | 家 政 学 総 合 研 究 | 演 習 2 | |
| 専門教育科目 | 食品科学領域 | 食 品 学 特 論 | 講 義 | 2 |
| | | 食 品 学 演 習 | 演 習 | 2 |
| | | 食 品 機 能 学 特 論 | 講 義 | 2 |
| | | 食 品 機 能 学 演 習 | 演 習 | 2 |
| | | 食 品 物 理 化 学 特 論 | 講 義 | 2 |
| | | 食 品 物 理 化 学 演 習 | 演 習 | 2 |
| | | 食 品 衛 生 学 特 論 | 講 義 | 2 |
| | | 食 品 衛 生 学 演 習 | 演 習 | 2 |
| | | 調 理 学 特 論 | 講 義 | 2 |
| | | 調 理 学 演 習 | 演 習 | 2 |

| | | | | |
|------------|-----------|----|----|---|
| 栄養学・健康科学領域 | 栄養学特論 | 講義 | | 2 |
| | 栄養学演習 | 演習 | | 2 |
| | 栄養生理学特論 | 講義 | | 2 |
| | 栄養生理学演習 | 演習 | | 2 |
| | 臨床栄養学特論 | 講義 | | 2 |
| | 臨床栄養学演習 | 演習 | | 2 |
| | 栄養教育学特論 | 講義 | | 2 |
| | 栄養教育学演習 | 演習 | | 2 |
| | 公衆栄養学特論 | 講義 | | 2 |
| | 公衆栄養学演習 | 演習 | | 2 |
| | 給食経営管理学特論 | 講義 | | 2 |
| | 給食経営管理学演習 | 演習 | | 2 |
| 特別研究 | 食物学特別研究 | 演習 | 10 | |

建築・デザイン専攻

| 授業科目 | | 必 修 | 選 択 |
|--------------|------------------|-----|-----|
| 共通科目 | 家政学総合研究 | 2 | |
| 専門教育科目 | 建築領域 | | |
| | 特論 建築形態論 | 講義 | 2 |
| | 特論 建築空間計画 | 講義 | 2 |
| | 特論 構造デザイン | 講義 | 2 |
| | 特論 環境デザイン | 講義 | 2 |
| | 特論 都市景観デザイン | 講義 | 2 |
| | 特論 住生活デザイン | 講義 | 2 |
| | 特論 住生活史 | 講義 | 2 |
| | 建築設計 I | 演習 | 4 |
| | 建築設計 II | 演習 | 4 |
| | インターンシップ A | 実習 | 4 |
| | インターンシップ B | 実習 | 3 |
| | インターンシップ C | 実習 | 3 |
| | インターンシップ D | 実習 | 4 |
| | デザイン領域 | | |
| | 特論 伝達デザイン | 講義 | 2 |
| | 伝達デザイン演習 | 演習 | 2 |
| | 特論 プロダクトデザイン | 講義 | 2 |
| プロダクトデザイン演習 | 演習 | 2 | |
| 特論 マーケティング | 講義 | 2 | |
| 特論 パブリックデザイン | 講義 | 2 | |
| パブリックデザイン演習 | 演習 | 2 | |
| 特別研究 | 建築・デザイン特別研究第 I | 4 | |
| | 建築・デザイン特別研究第 II | 4 | |
| | 建築・デザイン特別研究第 III | 6 | |

児童学専攻

| 授 業 科 目 | | 必 修 | 選 択 | |
|-----------------|-------------------|---------------------|-----|---|
| 共通科目 | 家 政 学 総 合 研 究 | 演 習 | 2 | |
| 専門教育科目 | 保育・教育・福祉領域 | 現 代 社 会 と 児 童 特 論 | 講 義 | 2 |
| | | 現 代 社 会 と 児 童 演 習 | 演 習 | 2 |
| | | 幼 児 教 育 ・ 保 育 学 特 論 | 講 義 | 2 |
| | | 幼 児 教 育 ・ 保 育 学 演 習 | 演 習 | 2 |
| | | 教 育 学 特 論 | 講 義 | 2 |
| | | 教 育 学 演 習 | 演 習 | 2 |
| | | 教 育 課 程 ・ 教 授 法 特 論 | 講 義 | 2 |
| | | 教 育 課 程 ・ 教 授 法 演 習 | 演 習 | 2 |
| | | 子 ど も 家 庭 生 活 特 論 | 講 義 | 2 |
| | | 子 ど も 家 庭 生 活 演 習 | 演 習 | 2 |
| | | 保 育 ・ 教 育 支 援 特 論 | 講 義 | 2 |
| | | 保 育 ・ 教 育 支 援 演 習 | 演 習 | 2 |
| | | 表 現 文 化 研 究 特 論 A | 講 義 | 2 |
| | | 表 現 文 化 研 究 特 論 B | 講 義 | 2 |
| | 表 現 文 化 研 究 演 習 A | 演 習 | 2 | |
| | 表 現 文 化 研 究 演 習 B | 演 習 | 2 | |
| | 発達臨床領域 | 人 間 関 係 学 特 論 | 講 義 | 2 |
| | | 人 間 関 係 学 演 習 | 演 習 | 2 |
| | | 発 達 臨 床 学 特 論 | 講 義 | 2 |
| | | 発 達 臨 床 学 演 習 | 演 習 | 2 |
| 発 達 心 理 学 特 論 | | 講 義 | 2 | |
| 発 達 心 理 学 演 習 | | 演 習 | 2 | |
| 発 達 障 害 支 援 特 論 | | 講 義 | 2 | |
| 発 達 障 害 支 援 演 習 | | 演 習 | 2 | |
| フィールドワーク | 臨 床 事 例 研 究 | 実 験・実 習 | 2 | |
| 特別研究 | 児 童 学 特 別 研 究 | 演 習 | 10 | |

家政学研究科（博士後期課程）

人間生活学専攻

| 授 業 科 目 | 必 修 | 選 択 |
|-----------------|-----|-----|
| 身 体 機 能 論 I | | 2 |
| 身 体 機 能 論 II | | 2 |
| 身 体 機 能 論 III | | 2 |
| 身 体 機 能 論 IV | | 2 |
| 生 活 主 体 者 論 I | | 2 |
| 生 活 主 体 者 論 II | | 2 |
| 生 活 主 体 者 論 III | | 2 |
| 生 活 主 体 者 論 IV | | 2 |
| 生 活 文 化 論 I | | 2 |
| 生 活 文 化 論 II | | 2 |
| 生 活 文 化 論 III | | 2 |
| 生 活 文 化 論 IV | | 2 |
| 生 活 文 化 論 V | | 2 |
| 生 活 文 化 論 VI | | 2 |
| 生 活 文 化 論 VII | | 2 |
| 食 生 活 素 材 論 I | | 2 |
| 食 生 活 素 材 論 II | | 2 |
| 食 生 活 素 材 論 III | | 2 |
| 食 生 活 素 材 論 IV | | 2 |
| 衣 生 活 素 材 論 I | | 2 |
| 衣 生 活 素 材 論 II | | 2 |
| 衣 生 活 素 材 論 III | | 2 |
| 食 生 活 計 画 論 I | | 2 |
| 食 生 活 計 画 論 II | | 2 |
| 食 生 活 計 画 論 III | | 2 |
| 衣 生 活 計 画 論 I | | 2 |
| 衣 生 活 計 画 論 II | | 2 |
| 衣 生 活 計 画 論 III | | 2 |
| 衣 生 活 計 画 論 IV | | 2 |

別表第2

文芸学研究科（修士課程）

文芸学専攻

| 授 業 科 目 | | 必 修 | 選 択 |
|---------|-----------------|-----|-----|
| 共通科目 | 文 芸 学 研 究 法 | 2 | |
| 専門教育科目 | 日本文学領域 | | |
| | 古代日本文学研究 A I | 演 習 | 2 |
| | 古代日本文学研究 A II | 演 習 | 2 |
| | 古代日本文学研究 B I | 演 習 | 2 |
| | 古代日本文学研究 B II | 演 習 | 2 |
| | 中・近世日本文学研究 A I | 演 習 | 2 |
| | 中・近世日本文学研究 A II | 演 習 | 2 |
| | 中・近世日本文学研究 B I | 演 習 | 2 |
| | 中・近世日本文学研究 B II | 演 習 | 2 |
| | 近代日本文学研究 A I | 演 習 | 2 |
| | 近代日本文学研究 A II | 演 習 | 2 |
| | 近代日本文学研究 B I | 演 習 | 2 |
| | 近代日本文学研究 B II | 演 習 | 2 |
| | 日本語研究 A I | 演 習 | 2 |
| | 日本語研究 A II | 演 習 | 2 |
| | 日本語研究 B I | 演 習 | 2 |
| | 日本語研究 B II | 演 習 | 2 |
| | 漢文学研究 I | 演 習 | 2 |
| | 漢文学研究 II | 演 習 | 2 |
| | 書誌学研究 I | 演 習 | 2 |
| | 書誌学研究 II | 演 習 | 2 |
| | 日本文学基礎研究 A I | 講 義 | 2 |
| | 日本文学基礎研究 A II | 演 習 | 2 |
| | 日本文学基礎研究 B I | 講 義 | 2 |
| | 日本文学基礎研究 B II | 演 習 | 2 |
| | 英文学領域 | | |
| | 論文英語ライティング I | 演 習 | 1 |
| | 論文英語ライティング II | 演 習 | 1 |
| | 英語学研究 A I | 講 義 | 2 |
| | 英語学研究 A II | 講 義 | 2 |
| | 英語学研究 B I | 講 義 | 2 |
| | 英語学研究 B II | 講 義 | 2 |
| | イギリス文学文化研究 A I | 講 義 | 2 |

専門教育科目

| | | | | |
|----------------------|---|---|--|---|
| イギリス文学文化研究 A II | 講 | 義 | | 2 |
| イギリス文学文化研究 B I | 講 | 義 | | 2 |
| イギリス文学文化研究 B II | 講 | 義 | | 2 |
| アメリカ文学文化研究 A I | 講 | 義 | | 2 |
| アメリカ文学文化研究 A II | 講 | 義 | | 2 |
| アメリカ文学文化研究 B I | 講 | 義 | | 2 |
| アメリカ文学文化研究 B II | 講 | 義 | | 2 |
| 英語文学批評研究 A I | 講 | 義 | | 2 |
| 英語文学批評研究 A II | 講 | 義 | | 2 |
| 英語文学批評研究 B I | 講 | 義 | | 2 |
| 英語文学批評研究 B II | 講 | 義 | | 2 |
| 演劇学領域 | | | | |
| 劇 文 学 論 I | 講 | 義 | | 2 |
| 劇 文 学 論 II | 講 | 義 | | 2 |
| 映 画 学 研 究 I | 講 | 義 | | 2 |
| 映 画 学 研 究 II | 講 | 義 | | 2 |
| 中・近世日本演劇研究 I | 講 | 義 | | 2 |
| 中・近世日本演劇研究 II | 講 | 義 | | 2 |
| 近・現代日本演劇研究 I | 講 | 義 | | 2 |
| 近・現代日本演劇研究 II | 講 | 義 | | 2 |
| 英 米 演 劇 研 究 I | 演 | 習 | | 2 |
| 英 米 演 劇 研 究 II | 演 | 習 | | 2 |
| ヨ ー ロ ッ パ 演 劇 研 究 I | 演 | 習 | | 2 |
| ヨ ー ロ ッ パ 演 劇 研 究 II | 演 | 習 | | 2 |
| 演 劇 学 文 献 研 究 A I | 演 | 習 | | 2 |
| 演 劇 学 文 献 研 究 A II | 演 | 習 | | 2 |
| 演 劇 学 文 献 研 究 B I | 演 | 習 | | 2 |
| 演 劇 学 文 献 研 究 B II | 演 | 習 | | 2 |
| 文芸学領域 | | | | |
| 芸 術 論 基 礎 研 究 A I | 演 | 習 | | 2 |
| 芸 術 論 基 礎 研 究 A II | 演 | 習 | | 2 |
| 芸 術 論 基 礎 研 究 B I | 演 | 習 | | 2 |
| 芸 術 論 基 礎 研 究 B II | 演 | 習 | | 2 |
| 比 較 芸 術 研 究 A I | 演 | 習 | | 2 |
| 比 較 芸 術 研 究 A II | 演 | 習 | | 2 |
| 比 較 芸 術 研 究 B I | 演 | 習 | | 2 |
| 比 較 芸 術 研 究 B II | 演 | 習 | | 2 |

| | | | | |
|---------|----------------|----|---|---|
| 専門教育科目 | 比較文学研究 A I | 演習 | | 2 |
| | 比較文学研究 A II | 演習 | | 2 |
| | 比較文学研究 B I | 演習 | | 2 |
| | 比較文学研究 B II | 演習 | | 2 |
| | 比較文化研究 A I | 演習 | | 2 |
| | 比較文化研究 A II | 演習 | | 2 |
| | 比較文化研究 B I | 演習 | | 2 |
| | 比較文化研究 B II | 演習 | | 2 |
| | 歴史文化研究 A I | 演習 | | 2 |
| | 歴史文化研究 A II | 演習 | | 2 |
| | 歴史文化研究 B I | 演習 | | 2 |
| | 歴史文化研究 B II | 演習 | | 2 |
| | 現代文化研究 A I | 演習 | | 2 |
| | 現代文化研究 A II | 演習 | | 2 |
| | 現代文化研究 B I | 演習 | | 2 |
| | 現代文化研究 B II | 演習 | | 2 |
| | 文芸とメディア研究 A I | 演習 | | 2 |
| | 文芸とメディア研究 A II | 演習 | | 2 |
| | 文芸とメディア研究 B I | 演習 | | 2 |
| | 文芸とメディア研究 B II | 演習 | | 2 |
| | 文化とメディア研究 A I | 演習 | | 2 |
| | 文化とメディア研究 A II | 演習 | | 2 |
| | 文化とメディア研究 B I | 演習 | | 2 |
| | 文化とメディア研究 B II | 演習 | | 2 |
| | 文芸学特講 A | 講義 | | 2 |
| | 文芸学特講 B | 講義 | | 2 |
| | 文芸学特講 C | 講義 | | 2 |
| | 文芸学特講 D | 講義 | | 2 |
| | 文芸学特講 E | 講義 | | 2 |
| | 文芸学特講 F | 講義 | | 2 |
| 文芸学特講 G | 講義 | | 2 | |
| 文芸学特講 H | 講義 | | 2 | |
| 論文指導 | 論文研究 | 演習 | 2 | |

| 授 業 科 目 | | 必 修 | 選 択 |
|----------------------------------|--|-------|-----|
| グローバル研究科目 | グローバル化時代の経済諸課題 | 講 義 | 2 |
| | グローバル化時代の社会諸課題 | 講 義 | 2 |
| | 経済開発の理論と実践 | 講 義 | 2 |
| | 経済開発の実証アプローチ | 講 義 | 2 |
| | グローバルコモンズの国際公共政策史 | 講 義 | 2 |
| | サステナビリティの国際公共政策 | 講 義 | 2 |
| | 和解と平和構築 | 講 義 | 2 |
| | 尊厳と人間の安全保障 | 講 義 | 2 |
| G S E 科目 | Key Perspectives in Sustainability | 講 義 | 2 |
| | Principles of International Relations | 講 義 | 2 |
| | Theory and Practice in Global Business | 講 義 | 2 |
| | A Dynamic Europe in Transformation | 講 義 | 2 |
| | Experiences of Asia in International Society | 講 義 | 2 |
| | Harmony and Turbulence in the Americas | 講 義 | 2 |
| | Education, Society, and Culture | 講 義 | 2 |
| | Communication in a Global Era | 講 義 | 2 |
| | Inclusive Leadership for Diverse Societies | 講 義 | 2 |
| Special Topics in Global Studies | 講 義 | 2 | |
| 演習科目 | 国際学演習Ⅰ | 演 習 | 2 |
| | 国際学演習Ⅱ | 演 習 | 2 |
| | 国際学演習Ⅲ | 演 習 | 2 |
| | 国際学演習Ⅳ | 演 習 | 2 |
| 関連科目 | 日本語表現法Ⅰ（口語表現） | 演 習 | 2 |
| | 日本語表現法Ⅱ（文章表現） | 演 習 | 2 |
| | 中国語表現法Ⅰ | 演 習 | 2 |
| | 中国語表現法Ⅱ | 演 習 | 2 |
| | 英語表現法Ⅰ | 演 習 | 2 |
| | 英語表現法Ⅱ | 演 習 | 2 |
| | フランス語表現法Ⅰ | 演 習 | 2 |
| | フランス語表現法Ⅱ | 演 習 | 2 |
| | インターンシップ | 実験・実習 | 2 |
| | フィールドワーク | 実験・実習 | 2 |

別表第4

看護学研究科（修士課程）

看護学専攻

| 授 業 科 目 | | 必 修 | 選 択 | |
|---------|-----------------------|-------------|-----|---|
| 共通科目 | 研究方法Ⅰ（看護研究概説） | 講 義 | 2 | |
| | 研究方法Ⅱ（量的・質的研究法） | 講 義 | 2 | |
| | 看 護 倫 理 | 講 義 | 2 | |
| | フ ィ ジ カ ル ア セ ス メ ン ト | 講 義 | 2 | |
| | 対 人 援 助 論 | 講 義 | 2 | |
| | 看 護 教 育 学 | 講 義 | 2 | |
| | 保 健 医 療 福 祉 政 策 論 | 講 義 | 2 | |
| | 多 職 種 連 携 | 講 義 | 2 | |
| 専門教育科目 | 療養生活支援看護学領域 | 療養生活支援看護学総論 | 講 義 | 2 |
| | | 看護管理学特論 | 講 義 | 2 |
| | | 小児看護学特論 | 講 義 | 2 |
| | | 成人看護学特論 | 講 義 | 2 |
| | | 老年看護学特論 | 講 義 | 2 |
| | | 療養生活支援看護学演習 | 演 習 | 4 |
| | 健康生活支援看護学領域 | 健康生活支援看護学総論 | 講 義 | 2 |
| | | 母性看護学特論 | 講 義 | 2 |
| | | 精神看護学特論 | 講 義 | 2 |
| | | 地域看護学特論 | 講 義 | 2 |
| | 健康生活支援看護学演習 | 演 習 | 4 | |
| 特 別 研 究 | 演 習 | 8 | | |

別表納入額第1の1

納入額

| | 家政学研究科 | 文芸学研究科 | 国際学研究科 | 看護学研究科 |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 入 学 金 | 300,000 円 | 300,000 円 | 300,000 円 | 300,000 円 |
| 授 業 料 (年 額) | 650,000 円 | 650,000 円 | 650,000 円 | 900,000 円 |
| 施 設 設 備 維 持 費 (年 額) | 90,000 円 | 40,000 円 | 40,000 円 | 120,000 円 |
| 科 目 等 履 修 登 録 料 | 16,000 円 | 16,000 円 | 16,000 円 | 16,000 円 |
| 科 目 等 履 修 料 (1単位につき) | 12,000 円 | 12,000 円 | 12,000 円 | 12,000 円 |

納入方法

1. 授業料および施設設備維持費は半額ずつ、前期分は4月30日まで、後期分は10月20日までに納入するものとする。
2. 2年次以降の納入金は、新入学者の納入金（入学金を除く）と同額とする。ただし、標準修業年限を超えた学生の納入金は、既定額の半額とする。
3. 休学期間中は在籍料として半期休学の場合は5万円を、1年間休学の場合は10万円を納めなければならない。
4. 入学金は、修士課程および博士前期課程については、本大学・短期大学卒業生には全額を、博士後期課程については、本大学・短期大学卒業生および本大学院修士課程・博士前期課程修了者には全額を免除する。
5. 再入学の入学金は徴収しない。
6. 第31条の4の規定により標準修業年限を超えて一定の期間に渡り計画的に教育課程を履修し修了することを許可された者の授業料は、上記納入額年額に標準修業年限を乗じた額を修業期間の総額とし、履修期間の年数で除した額を年度ごとに半期に分けて納入する。ただし、履修期間を変更した場合は、修業期間の総額とすでに納入した授業料との差額を変更後の履修期間で調整する。施設設備維持費は、年度ごとに半期に分けて納入し、標準修業年限を超えた期間分は上記納入額年額の半額とする。

別表納入額第1の2

入 学 検 定 料 30,000 円